

令和6年2月8日

まちづくり委員会資料

令和6年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第5号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

資料 2 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

参考資料 1 建築基準法 新旧対照表

参考資料 2 建築基準法施行令 新旧対照表

まちづくり局

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 概要

1 条例の趣旨

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」による「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」及び「建築基準法」の一部改正（令和4年6月17日公布、令和6年4月1日施行）並びに「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」による「建築基準法施行令」の一部改正（令和5年9月13日公布、令和6年4月1日施行）並びに「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令」による「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」の一部改正（令和5年9月25日公布、令和6年4月1日施行）による法令名称の変更及び手続きの新設に伴い、当該手続きに関する手数料の新設及び所要の整備等を行うもの。

2 川崎市手数料条例の改正に係る上記法令の改正内容

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正内容

表1の通り、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の名称が変更された。

改正前	改正後
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上 <u>等</u> に関する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	建築物のエネルギー消費性能の向上 <u>等</u> に関する法律施行規則

表1 法令名称の改正概要

(2) 建築基準法等の改正内容

従来、接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替えとなる省エネ改修を行う場合には、現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修が困難であったが、特定行政庁が支障がないと認めるものについては、現行規定を適用しないとする認定制度が創設された。

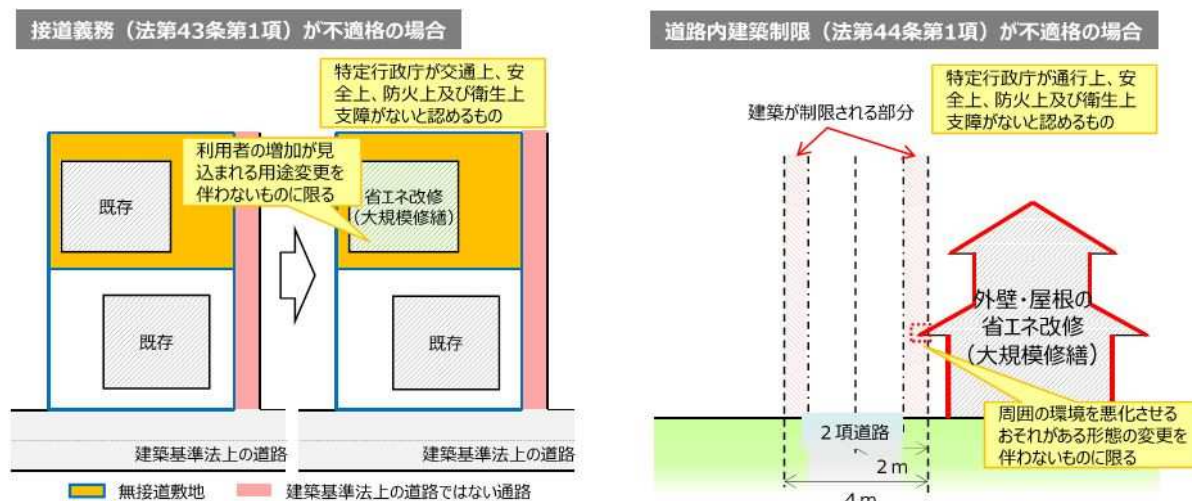


図1 既存不適格の合理化

3 川崎市手数料条例の改正内容

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴う改正内容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の名称の変更が行われたことに伴い、所要の整備を行う。

(2) 建築基準法等の改正に伴う改正内容

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により、接道義務及び道路内建築制限の既存不適格となっている建築物についての、大規模の修繕及び大規模の様式替えに関する、新たな認定制度が創設されたことから、その手続きに必要となる審査手数料の新設及び所要の整備を行う。

手数料条例	手数料	認定の内容
第2条(246)の2	27,000円	接道義務
第2条(246)の3	27,000円	道路内建築制限

表2 新設する手数料の概要

4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号 川崎市手数料条例</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(196) (略)</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）ア～イ (略)</p> <p>(198)～(246) (略)</p> <p><u>(246)の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替えの認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p><u>(246)の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替えの認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p>(247) <u>建築基準法施行令第137条の16第2号</u>の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</p> <p>(248)～(267) (略)</p> <p>(268) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号 川崎市手数料条例</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(196) (略)</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）ア～イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(247) <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号</u>の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</p> <p>(248)～(267) (略)</p> <p>(268) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建</p>

改正後	改正前
<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>ア 新築の場合</p> <p>(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合（(イ)に掲げる場合を除く。）1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p>(イ) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>ア 新築の場合</p> <p>(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合（(イ)に掲げる場合を除く。）1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p>(イ) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ</p>

改正後	改正前
<p>一トル未満のもの 17,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p> <p>イ (略)</p>	<p>一トル未満のもの 17,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p> <p>イ (略)</p>

改正後	改正前
<p>○建築基準法 [昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号]</p> <p>第八十六条の七 第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第八十七条及び第八十七条の二において同じ。）の規定により第二十条、第二十一条<u>条</u>、第二十二条第一項、第二十三<u>条、第二十五条から第二十七条まで</u>、第二十八条の二（同条第一号及び第二号<u>第一号及び第二号</u>に掲げる基準に係る部分に限る。）<u>、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条（同条の階段、出入口その他の避難施設及び排煙設備に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（次項及び第八十七条第四項において「階段等に関する技術的基準」という。）並びに第三十五条の敷地内の避難上及び消火上必要な通路に関する技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）</u>、第三十六条（同条の防火壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（次項において「防火壁等に関する技術的基準」という。）に係る部分に限る。）<u>条（同条の防火壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（次項において「防火壁等に関する技術的基準」という。）に係る部分に限る。）</u>、第四十三条第一項、第四十四<u>条第一項</u>、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十二<u>条、第六十二条</u>、第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）においては、第三条第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>2～3 （省略）</p>	<p>○建築基準法 [昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号]</p> <p>第八十六条の七 第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第八十七条及び第八十七条の二において同じ。）の規定により第二十条、第二十六条<u>条</u>、第二十七条、第二十八条の二（同条各号<u>各号</u>に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）<u>、第三十条、第三十四条第二</u>項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）<u>条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）</u>においては、第三条第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>2～3 （省略）</p>

改正後	改正前
<p>○建築基準法施行令 [昭和二十五年十一月十六日号外政令第三百三十八号]</p> <p>第百三十七条の十二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物<u>における当該建築物</u>の構造耐力上の危険性を増大させない<u>全ての大規模</u>の修繕又は大規模の模様替とする。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p><u>6 法第三条第二項の規定により法第四十三条第一項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の用途の変更(当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。</u></p> <p><u>7 法第三条第二項の規定により法第四十四条第一項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の形態の変更(他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。</u></p>	<p>○建築基準法施行令 [昭和二十五年十一月十六日号外政令第三百三十八号]</p> <p>第百三十七条の十二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の<u>規定により</u>政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の構造耐力上の危険性が増大<u>しないこれら</u>の修繕又は模様替の<u>すべて</u>とする。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>